

# アメリカにおける会計基準の国際的統一に 向けての動向と課題

野 尻 和 仁

## 目 次

### はしがき

1. アメリカの会計基準設定機関と会計基準
2. 企業会計改革法
3. IASB と FASB のノーウォーク合意について
4. パラダイムの転換
5. アメリカ会計基準と IASとの比較

おわりに

## はしがき

アメリカでは、2001年12月のエンロン事件の粉飾決算を契機として一連の「不正会計疑惑」が発覚し、アメリカ基準ひいては証券市場への信頼が著しく失われた。財務ディスクロージャ一面では世界一透明性が高く、かつ厳格な会計基準を設定していたにも拘らず、経営者のモラルや職業倫理の欠如によって発生した事件ということで、世界中の会計基準設定に大きな影響を及ぼすこととなった。

当のアメリカにおいても、この事件を契機に2002年7月には企業会計改革法を成立させ、「従来の詳細なルールをベースとした会計基準から、原則をベースとした会計基準への変更」、「監査法人に対する監視体制強化」、「SECの権限強化」等々の大改革を実践することとなった。

そして、その後は、この企業会計改革法に基づいて、アメリカの会計基準や監査基準は SEC や FASB、上場企業会計監視委員会等によって徹底的な

立て直しが進められている。また、2002年10月にはFASBとIASBとの間でノーウォーク合意が交わされて、国際会計基準とアメリカ基準とで優れないと判断される方向へと収斂化することとなった。

そこで、本稿においては、これらの一連の流れについて考察し、さらにはアメリカの会計基準の将来の方向性についても検討してみたい。

## 1. アメリカの会計基準設定機関と会計基準

### (1) 証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission、以下 SEC)

SECは、大統領により選任された5名の委員の下に約4,000名のスタッフを擁する、いわば大統領直属の独立行政機関であり、1934年に証券取引所法により設立された。SECは、会計基準の設定や企業による届出書類の様式・内容の指定、企業情報の開示等に関する広範かつ強力な権限を持っている。但し、SECが独自に会計基準を制定することはほとんどなく、民間団体にその権限を委譲している。すなわち、民間団体であるFASBやAICPAが制定した会計基準を「一般に認められた会計原則 (Accounting principle Generally Accepted; GAAP)」と位置づけて法的強制力を与えている。

アメリカの証券関連法の中心となるのは、新規上場企業を対象とした1933年証券法 (Securities Act of 1933) と、既上場企業を対象とした1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) であり、これらを補充するものとして、財務諸表規則S-X (Regulation S-X) と財務諸表規則S-K (Regulation S-K) 等がある。Regulation S-Xは、SECへの提出用財務諸表の様式・内容等について規定し、Regulation S-Kは非財務情報について規定する (但し、主要財務情報を含む)。

SECでは、企業から提出される財務書類を検閲したり、証券取引に絡む不正行為の摘発を行っている。クロスボーダー取引については、カナダ・メキシコの証券局と連繫してFBI並みの調査を行い、また、1998年にはインターネット利用の不正行為にそなえてインターネット特捜局（職員は200名

位) を設けている。SEC では、約 3 分の 1 の職員が執行的な業務を行い、約 3 分の 2 は規則の作成業務等を行っている。

SEC に提出する主な報告書としては、下記のようなものがある。

- Form10-K ……年次有価証券報告書 (Annual Report)

決算日以降75日以内に提出 (2005年12月15日以降終了する会計年度からは60日以内)。

- Form10-Q ……四半期報告書 (Quarter Financial Reporting)

決算日以降40日以内に提出 (2005年12月15日以降終了する会計年度からは35日以内)。タイムリーディスクロージャー (適時開示情報) として、投資家に対して財務情報を公開。

- Form8-K ……臨時報告書 (Current Report)

偶発債務の発生や経営者の変更等の特別な事情が発生した場合に 2 事業日以内に提出。

- Form20-F ……外国企業の年次報告書であり、2000年 9 月 30 日に改訂様式が発効している。

- Form6-K ……外国企業の臨時報告書

- Proxy Solicitation Materials (プロクシイ・ソリティエーション・マテリアル) ……

株主総会における議決権勧誘委任状等の株主総会に関連する書面。

以上は、既に上場している企業の提出物であるが、これから証券取引所に新規上場しようとする企業は、事前に企業内容等を開示したいわゆる目論見書 (Prospectus) を SEC 宛に提出し承認を得なければならない<sup>(1)</sup>。

## (2) 米国公認会計士協会

(American Institute of Certified Public Accountants ; AICPA)

AICPA の前身のアメリカ会計士協会 (American Institute of Accountants ; AIA) は、1938年に会計手続委員会 (Committee on Accounting Procedures ; CAP) を設置し、1939年から1959年の間に会計研究公報 (Accounting Research

Bulletin ; ARB) を第51号まで公表した。そのうち、貸倒引当金等の企業の基本的項目や連結財務諸表、結合計算書等の部分は現在も有効ではあるが、その法的強制力はあまり強くない。

1959年には、AIA が AICPA に組織替えとなり、会計原則審議会 (Accounting Principles Board ; APB) が設立された。APB は、1959年から1972年までの間に「会計原則審議会意見書 (APB opinion)」を第31号まで公表しており、その一部は現在も有効である。その後、1973年に財務会計基準審議会が設立され、APB は解散されたが、AICPA からは独立した組織となった。

### (3) 財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards board ; FASB)

FASB は財務会計基金 (Financial Accounting Foundation ; FAF) を受ける民間の機関 (プライベート・セクター) であり、会計士等7名の常勤スタッフと45名位の事務職員で組織されている。常勤スタッフの任期は5年となっている。

FASB は信頼性、透明性、中立性を伴った有用な財務情報の提供のために会計基準の整備を行っている。その際、すべての手続や文章等は一般に公開され、会計士、企業側、投資家等のあらゆる関係者が会計基準の検討に参加することができる。すべての利害関係人にコンセンサスを得る過程で、基準設定に必要な情報を得ることも可能となる。

アメリカの会計基準設定の法的権限は SEC が有しているが、実質上は FASB が中心となり、これを AICPA が協力するような形をとっており、これを SEC が公式にオーソライズし、また監視する仕組みになっている。

FASB は1973年以降現在までに第150号までの「財務会計基準書 (Statements of Financial Accounting Standards ; SFAS)」を公表しており、それは SEC によって法的強制力が与えられている。SFAS は企業会計全体を包括する基準ではなく、特定分野についての会計処理等を規定したものである。また、非上場企業・非営利組織についても適用される。

#### (4) GAAP の分類

AICPA の監査基準審議会 (Auditing Standards Board ; ASB) の設定による監査基準書 (Statements on Auditing Standards ; SAS) 第69号では、GAAP を次のように分類している。

a. 最も権威のある基準	SFAS、FASB 解釈指針 (FASB Interpretation) (SFAS、APB opinion、ARB の説明書)、APBopinion、ARB
b. 上記 a の基準だけでは実務上処理しきれない場合	FASB 技術公報 (FASB Technical Bulletins ; FTB) (特定の問題についての指針)、AICPA の業種別監査・会計指針、AICPA 意見書 (Statement of Position) (特定事項についての AICPA の意見)、FSP (FASB Staff Position) (内容によっては下記の d に該当)
c. 上記 a、b の基準では実務上処理しきれない場合	新会計問題審議部会 (Emerging Issue Task Force ; EITF) の合意事項、AICPA の会計基準執行委員会の実務基準公報
d. 上記、a、b、c で処理しきれない問題点	AICPA の会計解釈文、FASB スタッフ発行の Q&A、広く普及している会計実務

以上、a～d で処理されない場合は、下記の文章を参考とすべきとされている。

- APB ステートメント
- AICPA の討議資料 (Issues Paper)
- FASB の概念書 (Concept Statement)
- 政府会計基準審議会 (Governmental Accounting Standards Board) の基準書
- 国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards ; IFAS)
- 専門家や監督官庁の公表物

なお、GAAP の設定の際には、継続性の原則、発生主義の原則、保守主義の原則、重要性の原則、実質優先の原則、中立性の原則といったものも当然に考慮されなければならない。

#### (5) 概念フレームワーク (Conceptual Framework)

会計基準を設定する際にベースとなるいわゆる概念フレームワークとして

重要なものは次の5つである。

① SFAC 1号「営利企業の財務報告の基本目的」

SFAC 1号では、営利企業の財務報告の基本目的は、「現在及び将来の投資者、債権者その他の情報利用者が合理的な投資、与信及びこれに類似する意思決定を行ううえで有用な情報を提供することにある」とする（意思決定・有用性アプローチ）。

② SFAC 2号「会計情報の質的特徴」

SFAS 2号では、1号における財務報告の目的を達成するために必要な「会計情報の質的特徴」として、目的適合性、信頼性等を掲げる。「目的適合性」とは、情報利用者が過去、現在及び将来の事象より生じる結果について予測し、又は事前の予測の確認、訂正の支援をすることにより意思決定に影響を及ぼす情報能力をいう。また、「信頼性」とは情報が誤謬や偏向を含まず、またそれが表現しようとしているものを忠実に表現していることを保証する情報の特徴をいう。

③ SFAC 5号「営利企業の財務諸表における認識と測定」

SFAS 5号では、「いかなる情報をいつ財務諸表に正式に記載すべきかを判断するための基本的認識基準及び指針」を記載している。そして、その基本的認識基準として、定義、測定可能性、目的適合性、信頼性の4つを掲げている。

④ SFAC 6号「財務諸表の構成要素」

SFAS 6号では、財務諸表の構成要素の定義を、将来の経済的便益（資産）→将来の資産の犠牲（負債）→資産から負債を控除した後の残余請求権（持分）→持分の変動（包括利益）→包括利益の内訳要素（収益、費用、利得、損失）という体系で示している。

⑤ SFAC 7号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報の測定と現在価値の利用」

SFAS 7号では、見積られる将来キャッシュ・フローの幅の中で、それぞれの確率（タイミング）を考慮し、さらに不確実性に見合う割引率

で割り引いて公正価値を測定するものと規定する。

以上の概念フレームワークを明確化することにより、会計基準の内容に一貫性をもたらし、また各会計基準相互間で整合性を保つことが可能となる。また、当該会計基準を理解するための一助ともなる。

## 2. 企業会計改革法（サーベンス・オクスリー法）

### (Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002)

#### (1) 成立までの経緯

2001年12月のエンロン（ENRON）の経営破綻により、粉飾決算が明らかになった<sup>②</sup>。エンロン社は実質上の支配下にあった赤字会社を連結対象から巧妙にはすして利益の水増しを行い、また、監査法人「アンダーセン」も隠蔽工作に手を貸していた。さらに、倒産前に経営幹部はインサイダー取引により多額の利益を得ていた。この事件の背景として、①FASB の細則主義の枠内で利益操作に近い処理を行うことが、かなりの企業で一般的に行われていたこと、②会計基準の内容が現実の企業実務の変化に追いついていないこと、③経営者自身の倫理のあり方、④監査制度のあり方等がとりあげられた。

エンロン事件を契機に、ゼロックス（事務機器）、メルク（医薬品）、ワールドコム（通信）等30社以上の「不正会計疑惑」が発覚し、アメリカ基準の脆弱さがさらけだされることとなり、投資家のアメリカ基準への信頼感も著しく失墜した。特に、1985年10月から2年間にわたってトレッドウェイ委員会（the committee of sponsoring organizations of the Treadway Commission）が不正な財務報告を引き起こす要因を分析し、その要因を減少させるための方策を明らかにしたり<sup>③</sup>、1992年には同委員会がコーネル・リポート（COSO Report）を公表し、不正な財務報告の防止には内部統制の整備充実が必要であると訴えていたにも拘らず<sup>④</sup>、巨大企業の粉飾決算が発覚した。これら一連の事件によりどんなに立派な会計基準を作っていても完璧ではなく、最終

的には経営者のモラルや職業倫理が問われるということを再認識させることとなった。すなわち、財務ディスクロージャー面では世界一透明性が高く、かつ厳格な会計基準や監査基準を設定していたにも拘らず企業倫理の欠如によりそれらが機能していなかったことになる。

## (2) 企業会計改革法の内容

エンロン事件等によって失われた市場の信頼を回復するために、アメリカは2002年7月30日に企業会計改革法を成立させた（資料1）<sup>(5)</sup>。同法は、1934年証券取引所法制定以来の最大規模の証券法制改革と言われ、今後の世界各国の会計基準設定にも多大の影響を及ぼすと思われる。

エンロン事件では、FASB の制定した詳細なルールの裏をかいて、その抜け穴やあいまいな規定を利用して粉飾決算が行われていた。その反省から<sup>(6)</sup>、企業改革法では、現行の「詳細なルールをベースとした会計基準（a rules-based financial reporting system）」から、「原則をベースとした会計基準（a principles-based financial reporting system）」への変更を検討するようにSECに向けて規定した。

企業改革法により、投資家保護の充実化という立て前の下に、SECの権限が益々強化され、企業に対しては更なるディスクロージャーが要求されるようになり、また監査法人に対しては従来の自主規制型の運営から、政府、SECを中心とした官主導型の運営へと大きく変革されることとなった<sup>(7)</sup>。

(資料 1)

企業会計改革法骨子	
1. 監査法人の独立性の確保	
a.	監査対象企業に対するコンサルティング業務の原則禁止。 (但し、監査委員会の事前承認により税務業務等は可能であるが、その報酬額を開示しなければならない)
b.	同一企業の監査を同一の公認会計士が5年を超えて担当することの禁止。
2. 監査法人に対する監視体制の強化	
a.	粉飾決算を見逃したり、加担したとされる監査法人の倫理の確立やチェック体制強化のために、監査法人をさらに監視する「上場企業会計監視審議会(Public Company Accounting Oversight Board; PCAOB)」を設立する <sup>(8)</sup> 。
b.	PCAOBはSECの監督下におかれる独立の準政府機関であり、SECの選任による5人のメンバーで構成され（うち、2人は公認会計士から選出）、その任期は5年とする、その運営資金は上場企業から徴収する。
c.	PCAOBは監査基準、倫理規則等を設定し、さらにそれについてSECの承認を受けなければならない。
d.	SEC登録企業の監査を行う会計事務所は、PCAOBへの登録を義務づけられる。
e.	大手の会計事務所に対しては年1回、その他の会計事務所に対しては3年に1回、品質管理の調査を行う（これは、従来のピュア・レビューに代わるものである）。
3. 監査委員会 (Audit Committee) (301条)	
a.	全上場企業は企業内部に監査委員会を設立しなければならない。
b.	監査委員会のメンバーは、全員が独立した取締役(Independent Director)から構成されなければならない。
c.	監査委員会は会計監査人の任命、監査報酬の決定、会計監査人の業務の監督について直接的な責任を負う。
d.	監査委員会は委員会自身のための法律顧問やアドバイザーを雇う権限を有する。
e.	会計監査人は監査の結果を監査委員会に報告しなければならない。
4. 企業責任の強化	
a.	粉飾決算や重要書類の隠蔽等を行った経営陣に対する禁固刑を、現行の「5年以下」から「20年以下」に変更する。
b.	インサイダー取引や相場操作等の証券詐欺罪は、現行の「5年以下の禁固刑」から「25年以下」に変更する。
c.	公開企業における自社幹部への融資を原則として禁止する。
d.	企業の自社株取引が停止されている場合は、経営陣の自社株売却を禁止する。
e.	不正行為をした企業幹部が他企業の幹部に就くことについて、SECは差し止め命令ができる。
f.	経営者に開示内容の適切性につき、年次ならびに四半期報告書への署名により保証するように義務づける（資料II参照）。なお、その開示内容の不適切性を認識しながら署名したような場合は、「100万ドル以下の罰金又は10年以下の禁固刑」とする。
g.	オフ・バランス取引の四半期開示を義務づける等、情報開示の強化をはかる <sup>(9)</sup> 。
h.	内部告発者に対して解雇処分等の不利益を課することを禁止する。

5. その他

- a. 証券アナリストの利益相反行為の防止等に関する規定の設置を SEC に対して要 求する。
- b. 会計事務所は監査及びレビューに関する記録を 7 年間保管しなければならない。
- c. 会計監査人は内部統制組織が確立され有効に機能しているか否か等を調査し、内 部統制に関する意見を記載した内部統制報告書 (internal control reports) を発行 しなければならない。また、その報告書には経営者の内部統制に関する陳述も記 載しなければならない。
- d. SEC の予算の増額と職員の増員を行って、SEC の活動範囲と権限を拡充する。
- e. 外国監査法人でも、SEC 登録企業の監査を行っている場合は企業改革法を適用 する。
- f. 海外の企業でも、SEC 登録対象企業にはすべて本法を適用する。

資料Ⅱ

**CERTIFICATIONS OF CEO PURSUANT TO SECTION 302 OF THE SAR-BANES—OXLEY ACT**

Exhibit 31.1

**CERTIFICATIONS**

Steven A. Ballmer, certify that :

1. I have reviewed this quarterly report on Form 10-Q of A Corporation ;
2. Based on my knowledge, this report does not contain any untrue statement of a material fact or omit to state a material fact necessary to make the statements made, in light of circumstances under which such statements were made, not misleading with respect to period covered by this report ;
3. Based on my knowledge, the financial statements, and other financial information included in this report, fairly present in all material respects the financial condition, results of operations and cash flows of the registrant as of, and for, the periods presented in this report ;
4. The registrant's other certifying officer and I are responsible for establishing and maintaining disclosure controls and procedures (as defined in Exchange Act Rules 13 a—15(e) and 15 d—15(e)) for the registrant and have :
  - (a) Designed such disclosure controls and procedures, or caused disclosure con-

- trols and procedures to be designed under our supervision, to ensure that material information relating to the registrant, including its consolidated subsidiaries, is made known to us by others within those entities, particularly during the period in which this report is being prepared ;
- (b) Evaluated the effectiveness of the registrant's disclosure controls and procedures and presented in this report our conclusions about the effectiveness of the disclosure controls and procedures, as of the end of the period covered by this report based on such evaluation ; and
- (c) Disclosed in this report any change in the registrant's internal control over financial reporting that occurred during the registrant's most recent fiscal quarter (the registrant's fourth fiscal quarter in the case of an annual report) that has materially affected, or is reasonably likely to materially affect, the registrant's internal control over financial reporting ; and
5. The registrant's other certifying officer and I have disclosed, based on our most recent evaluation of internal control over financial reporting, to the registrant's auditors and the audit committee of registrant's board of directors ( or persons performing the equivalent functions) :
- (a) All significant deficiencies and material weaknesses in the design or operation of internal control over financial reporting which are reasonably likely to adversely affect the registrant's ability to record, process, summarize and report financial information ; and
- (b) Any fraud whether or not material, that involves management or other employees who have a significant role in the registrant's internal control over financial reporting.

November 15 2004

Kazuto Nojiri

Kazuto Nojiri

Chief Executive Officer

### (3) 企業改革法に基づく SEC の動き

企業改革法では、現行の会計基準の検討を SEC に対して要求しており、これを受けて、SEC は下記のような改革を行なっている<sup>(10)</sup>。

- ①年次報告書 (Form10-K) の登録期間を現行の90日から60日以内に短縮する。また、四半期報告書 (Form10-Q) の登録期間は現行の45日から35日以内に短縮する（但し、これらは国内企業にのみ適用する）。
- ②「監査委員会所属の財務専門家 (financial experts) の氏名や監査委員会メンバーの経営者からの独立性」「最高経営責任者に対する倫理規定（この規定が無ければその理由）」「内部統制報告書」を年次報告書において開示しなければならない。
- ③監査人の独立性の強化（監査人の独立性を害するような非監査業務の禁止等）。
- ④「経営者の説明及び検討 (MD&A)」の記載事項の充実化をはかる。
- ⑤企業会計改革法第108条では、SEC 以外の民間機関が設定した会計基準を GAAP と認める旨を規定し、民間機関作成の会計基準が法的効力を有することを条文で規定した。また、その民間機関の企業側や会計監査人、政界等からの独立性についても規定した。これらを受けて SEC は FASB を GAAP の設定主体として適当であることを再確認した。
- ⑥Regulation S-T が改正され、2002年11月4日以降は外国企業に対しても EDGAR Filling が要求されるようになった（従来は、国内企業に対してのみ要求されていた）<sup>(11)</sup>。
- ⑦SEC 登録企業でかつ年間総収入12億ドル以上の企業における、経営者及び財務責任者の「財務情報はすべてを網羅し正確である」旨の証明書を有価証券報告書に添付する義務を課した<sup>(資料Ⅲ)</sup>。
- ⑧経営者の交代、従業員のリストラ、会計監査人の意見の差し替え、重要

な契約の締結、偶発債務の発生、重要な固定資産の除却等は臨時報告書(Form8-K)で報告しなければならない。また、その報告期限は2事業日以内とする(旧規定は5日~15日以内)。

- ⑨企業改革法第301条の要求する「監査委員会の独立性の要求」を満たしていない企業については、その上場を禁止する。但し、その猶予期間は、国内企業の場合は2004年10月31日までであり、外国会社の場合は2005年7月31日までとする。
- ⑩企業改革法第404条の要求する「内部統制に関する経営者報告書(management's report on internal control)」の提出については、上場企業の場合は2004年11月15日以降に終了する事業年度から適用する。また、中小企業及び外国企業については2005年7月15日以降に終了する事業年度から適用する。
- ⑪SEC登録企業のコーポーレート・ガバナンス強化に関して、具体的かつ詳細な規定を設けた(独立取締役の定義等)。
- ⑫会計監査人による監査及びレビューに関する記録は7年間保管しなければならない。

### 資料Ⅲ

#### CERTIFICATIONS OF CEO AND CFO PURSUANT TO SECTION 906 OF THE SARBANES-OXLEY ACT

Exhibit 32

#### CERTIFICATIONS PURSUANT TO SECTION 906 OF THE SARBANES-OXLEY ACT OF 2002 (18 U.S.C.SECTION 1350)

In connection with the Quarterly Report of A corporation, a Washington corporation (the "Company"), or Form 10-Q for the quarter ended September 30, 2004, as filed with the Securities and Exchange Commission (the "Report"), Kazuto Nojiri, Chief Executive Officer of the Company and John. F. Chief Financial Officer

of the Company, respectively, do each hereby certify, pursuant to § 906 of the Sarbanes-Oxley Act of 2003 (18 U.S.C. § 1350), that to his knowledge :

- (1) The Report fully complies with the requirements of section 13(a) or 15(d) of the Securities Exchange Act of 1934 ; and
- (2) The information contained in Report fairly presents, in all material respects, the financial condition and result of operations of the Company.

---

Kazuto Nojiri

Kazuto Nojiri

Chief Executive Officer

November 13 2004/10/18

---

John. F.

John. F.

Chief Financial Officer

November 13, 2004

---

[A signed original of this written statement required by Section 906 has been provided to A Corporation and will be retained by A Corporation and furnished to the Securities and Exchange Commission or its staff upon request.]

#### (4) 企業改革法に基づく FASB の動き

企業改革法は SEC に対して現行の会計基準の変更等の指示をしており、具体的・細目的事項についてはさらに、SEC から FASB に対して検討の要請が行われている。その概要を述べると次のようになる。

- ① FASB は、特別目的会社（SPE）の連結について、2003年1月に FASB 解釈指針第46号「変動持分企業の連結（Consolidation of Variable Interest Entities）」を公表し、「総資産の10%以上（従来は3%以上）を外部投資家が出資している場合は当該企業を連結対象としない」とし、また、「非連結企業であっても重要性の高い場合は注記へ開示しなければならない」と規定した。

②FASB は SEC より「原則を基礎とする会計基準 (a principles-based approach)」についての検討を要請されていたが、2004年7月に原則重視基準と細則重視基準の中間的な性格の基準ともいべき「目的指向基準 (the objectives-oriented approach to setting standards)」を公表している。

#### (5) 企業改革法に基づく上場企業会計監視委員会 (PCAOB) の動き

従来は、AICPA や ASB (監査基準審議会) が設定していた監査基準が2003年4月以降は PCAOB が設定し、SEC がそれを承認することとなった。すなわち、これにより、監査基準の設定は民間主導から国家主導へと大きく方向変換したことになる。PCAOB は、2003年12月に監査基準第1号「PCAOB の監査基準に準拠して監査した旨、又はレビューした旨を監査報告書に記載する基準」を公表した。これにより、上場企業の監査報告書には「PCAOB の基準に準拠して監査を実施した」旨を記載することとなった（従来は「一般に認められた監査基準に準拠して監査を実施した」旨の記載が行われていた）。また、企業改革法により SEC 登録企業の監査報告書を作成する会計事務所はすべて PCAOB への登録が義務づけられた。そして、登録にあたっては、SEC の承認を必要とすることになった。外国の会計事務所の場合は、当該事務所の所属する国家の監視制度が米国と同程度の水準にあると判断した場合は、監視制度の重複とならないように配慮すべきとされた。

また、PCAOB は、SEC 登録企業を100社以上監査している会計事務所に対して、年1回の「通常検査」と、必要に応じて「特別検査」を実施する。100社未満の会計事務所については、3年に一度以上の検査を実施し、それらの結果に関する報告書を公表することとなった。

### 3. IASB と FASB のノーウォーク合意について

#### (1) IASB と FASB の歩みより

国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee ;

IASCS)<sup>(12)</sup>は、従来認めてきた各種の会計処理の選択肢を可能な限り削除し、2000年初頭までには国際会計基準（IAS）を整備し統一的な内容に仕上げた。この過程において、アメリカの会計基準や概念ステートメントが大きく影響し、IASはアメリカの会計基準の集大成にかなり近い内容となった（もっとも、IASは世界中の会計基準を巧みに調和化したものであり、アメリカ基準との間には非常に大きな差異も残っている）。結果的には、IASの規定を通じて、アメリカの会計基準と概念ステートメントがグローバル・スタンダード化することとなった。

IASBの完成を踏まえて、欧州連合（EU）は2005年1月1日以降開始の事業年度からEU内のすべての上場企業にIASの適用を義務づけ、既にアメリカの会計基準を適用している上場企業に関しては、2007年1月1日以降開始の事業年度までにIASに切り替えさせることとした。また、ほぼ同時期にオーストラリア、ニュージーランド、中国、韓国等90ヶ国の国々もIASを採用するとみられる。2005年度以降はアメリカ基準を採用する企業よりもIASを採用する企業の方が多くなることになる<sup>(13)</sup>。

アメリカ基準は透明性、品質、厳格さ等に優れ、「実力と権威」という点からも事実上の世界標準であるという自負から、従来はSECやFASBはIASCとは一歩距離を引き離していた。しかし、アメリカ基準は基本原則から離れて、詳細かつ膨大な規則と広範囲にわたる情報開示の方向へと進んできたがために、逆にエンロン事件等の粉飾決算を多発させることになった。エンロン事件以降のSECは「高品質の基準ならば、いかなる基準に従っても問題はない」という見解をとるようになり、FASBに対してグローバル化した市場に対応すべくIASと統合するように圧力すらかけるように変化してきている。

## （2）ノーウォーク合意の意義

上記のような背景からFASBもIASBに歩み寄る形となり、2002年10月29日には、コネチカット州ノーウォークのFASB本部においてIASBの主要メ

ンバーとの間で「国際会計基準とアメリカ基準との将来における収斂化に向けて協働するための覚書」を交わした<sup>(14)</sup>。すなわち、両基準について優れていると判断した方に合わせる方向で会計基準を収斂化するということで合意したわけである。相互の収斂化により、IASB とアメリカ基準の差異調整表は不要となり、EU とアメリカ基準も収斂化（Convergence）することになった。もっとも収斂化とはいっても、両基準が完全に同一化するものではなく、当面はアメリカ基準に準拠した財務報告をそのまま IFRS に準拠した財務報告とみなせるようにすることを両者は目ざしている。但し、将来的には、IASB と FASB が中心となって全世界で利用されるような高品質の一組の世界基準が出来る可能性もありうると思われる。

### （3）ノーウォーク合意の具体的内容

IASB と FASB は、両者の会計基準の互換性を高めるために、今後は次の4点を推進していくことで合意した<sup>(15)</sup>。

- ① IFAS とアメリカ基準との間で同じような基準が存在し、細かい所で相違しているものについては、その差異を出来るだけ同じものに統合する。これは、2003年半ばを目標とした短期的な収斂化プロジェクトであり、改正された IFAS は2005年から適用する。
- ② 2005年1月1日の時点で、両者の会計基準の間で解消されないより根本的な差異（特に、非常に大きな差異）が残っている場合は、それらを一つ一つ個別的に取り上げて、今後、中長期的に差異の解消を図っていく。
- ③ 現在進行中の IASB と FASB 間の共同プロジェクト（収益認識に関する包括的な会計基準の検討と企業結合の第2フェーズの検討）は、今後も継続して進める<sup>(16)</sup>。
- ④ IFRS の解釈等を行なう「国際財務報告解釈指針委員会（International Financial Reporting Interpretation； IFRIC）」とアメリカ基準の解釈を行う「緊急問題専門委員会（Emerging Issues Task Force； EITF）」とが緊密に連絡をとり、同一の会計事象については同じ解釈指針が公表できるよ

うにする。すなわち、将来に向かって差異が生ずることを回避するため、将来における基準設定についても両当事者間で調整するものである。

上記の合意は、両基準を収斂化させるために真剣に取り組もうとする IASB と FASB の固い決意を表しているが、今後は、資金の移動や調達が急速に進む中で、世界市場で適用可能な高品質の国際的基準を作り上げるために、相違点を個々に収斂化（Convergence）していかなければならない。

#### 短期収斂化プロジェクト

分類	項目
IASB の改善プロジェクトにおける提案から生じた差異	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リファイナンスされた負債の長短の区分 (IAS 第1号改定案) (SPB 第43号)</li> <li>・固定資産の交換 (IAS 第16号改定案) (APB 第29号)</li> <li>・会計方針の自発的な変更の扱い (IAS 第8号改定案) (APB 第20号)</li> <li>・金融商品の会計原則の改善（軽微なもの）(IAS 第32号、第39号) (SFAS 第133号)</li> <li>・借入契約の違反に係る負債の区分 (IAS 第1号改定案)</li> </ul>
FASB が最近公表した基準から生じた差異	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止事業活動 (IAS 第35号) (SFAS 第144号)</li> <li>・リストラによる解雇給付の会計 (IAS 第19号) (SFAS 第146号)</li> <li>・政府補助金 (IAS 第20号) (SFAS 第116号)</li> </ul>
その他の差異	<ul style="list-style-type: none"> <li>・棚卸資金（過剰設備等）(IAS 第2号) (ARB 第43号)</li> <li>・会計方針の変更と会計上の見積もり及び誤謬との関係 (IAS 第8号) (APB 第20号)</li> <li>・処分予定の有形固定資産又は過剰設備</li> </ul>
固定資産についての減価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税効果会計（一時差異アプローチの適用）(IAS 第12号) (SFAS 第109号)</li> <li>・工事契約 (IAS 第11号) (ARB 第45号)</li> <li>・超インフレーションの会計 (IAS 第29号)</li> <li>・ジョイント・ベンチャー (IAS 第31号)</li> <li>・中間財務報告 (IAS 第34号) (APB 第28号)</li> <li>・研究開発費 (IAS 第38号) (SFAS 第2号)</li> <li>・年金以外の退職後給付 (IAS 第19号)</li> </ul>

なお、現時点で IAS に基づく財務諸表によってアメリカで起債しようとした場合は、アメリカ基準による差異調整表（U.S. GAAP Reconciliation）を付けなければいけないが（Regulation S-X 210条4項）、その場合、アメリカ基準に準拠した財務諸表を新しく作る場合とほとんど同じ程度の労力を要する。しかし、IFAS とアメリカ基準との収斂化が進めば、そのような調整表も不要となる<sup>(17)</sup>。

#### 4. パラダイムの転換

従来のアメリカ基準は、会計の基本原則から離れて詳細な規則を設けて、さらにその説明のための膨大な規則を設けたり、広範囲にわたる情報開示を要求しており、それらの規則をすべて合わせると10万ページ以上に及ぶといわれている。そして、従来の SEC や FASB は、アメリカ基準こそが世界で最高水準の説明性と品質性をもつものであると自負し、IAS とも距離をとっていた。しかし、エンロン事件ではこれら詳細な規則を逆に利用して不正を働き、その後、続けて30件以上の大企業による粉飾決算が判明するに至り、SEC や FASB 内部からも細則主義に対する疑問が紛出した。

2002年7月成立の企業改革法では、エンロン事件への反省から、SEC に対し「細則主義から原則主義への変更」について検討するように指示し、同年8月に、SEC はこの要望を受けて「目的指向型の原則主義に基づく会計基準の設定」と題する報告書を公表した。

この報告書の特徴は、企業会計の目的を財務報告の概念フレームワークから導出し、明瞭かつ具体的に表示した上で、その会計目的の達成を念頭において原則的な規定を設けていくという点にある。これは、従来のアメリカ基準の細則主義と IAS の原則主義の中間的なものであるが（どちらかというと原則主義に近い）、財務諸表の作成者や会計監査人が当該会計基準を具体的な取引や会計事象に適用する上で、充分かつ適切な指針を提供することを目指すものである。但し、アメリカ基準に Principles-Based の考え方を取り

入れていくためには、現行の概念フレームワークに含まれる問題点や矛盾点を見直す必要があると思われる<sup>(18)</sup>。

また、会計基準に規定されているいくつかの選択肢を一つに整理したり、例外的規定や会計概念上の矛盾点を極力排除することによって、初めて原則主義に基づいた規則が出来上がると思われる。

企業改革法の流れを受けて、FASB では2002年7月から、IASB のボードメンバーの Bob Hearts (ボブ・ハーツ) 氏を議長として採用し、IAS との差異をつめた上でのアメリカ基準の改訂に取り組んでいる。実際、ボブ・ハーツ就任後における FASB の公表文書は IASB の文書を数多く引用しており、完全にパラダイムが転換されてきているとさえいわれている。なお、2004年7月には、FASB は SEC よりの委任に基づいて「目的指向基準」を公表している。

## 5. アメリカ会計基準と IAS との比較

### (1) FASB と IASB との合同の短期取扱プロジェクト

このプロジェクトの目的は、IFRS と「アメリカで一般に公正妥当と認められる会計原則」との間の差異を少なくする点にある。

FASB と IASB とのコンバージェンス・プロジェクトの一環として、SFAS 第144号「長期性資産の減損あるいは処分に関する会計処理」がレビューされ、その結果として IFRS 第5号「売却目的で保有する非流動資産および廃止事業」が公表された。IFRS 第5号では、売却予定の資産について、その帳簿価額か、あるいは公正価値から販売費用を控除した価額(処分見込価額)のいずれか低い方で認識し、貸借対照表に区分表示すべきであるとする。

また、売却あるいは廃棄が決定された非流動資産の減価償却の停止について規定し、さらに、廃止事業に係る損益は損益計算書へ区分表示すべきとするなど、IFRS とほぼ同じ内容の規定となっている。

さらに、SFAS 第146号「リストラ費用」に合わせるための提案として、IASB

は、2003年12月に「リストラ費用及び解雇給付の取扱い」という公開草案を公表している。リストラクチャリング (restructuring) に伴って発生する費用をリストラ費用といい、撤退活動 (exit activity) のコストもこれに含まれる場合が多い。SFAS は、撤退処分活動関連コストの負債は、原則として負債が発生した時点で、その公正価値により認識すべきだとする。また、リストラ費用は廃止事業に含まれる場合を除いて、原則として営業費用に含めるべきだとする。

一方、FASB の側からは、IFRS に一致させるために「会計方針の変更及び会計上の見積の変更」や、「資産の交換」、「流動負債と非流動負債の区別」、「遊休資産に関する費用や仕損費用の会計処理」等の公開草案が公表されている。

上記の他に、SFAS 第109号「法人税」と IFRS 第12号「法人所得税」との調整、SFAS 第2号「研究開発費」(全額の費用処理を認める) と IFRS 第38号「研究開発費」(試作品を作るまでの研究費しか費用として認めない) との調整等々が行われている。

なお、「今後は IASB と FASB の概念フレームワークの統合を最優先課題とすべきである」という意見が両ボードで強くなっている。

## (2) 収益認識 (The Recognition of Revenue)

収益認識プロジェクトは、FASB と IASB の共同プロジェクトで進められており、そこではまず現行の IASB と FASB の概念フレームワークの比較検討が行われた。また、収益が認識されるためには、資産・負債アプローチ(asset and liability approach)に基づいて「要素基準」と「測定基準」という2つの要件からなる作業原則を満たす必要があるという点で合意された。SECスタッフ会計公報 (SAB) 第104号「収益認識」が2003年12月に公表されている。

包括利益 (all-inclusive income 又は comprehensive income) プロジェクトに関しては、IASB と FASB とで、そのスキームが大きく異なっており、両者

で議論されている。

- ① FASB では、包括利益計算書を「事業区分」「財務区分」及び「その他」に分けて表示することを主張しているが、IASB では包括利益計算書の上半分は「企業活動によって得た利益（事業利益～営業利益その他の事業利益、金融収入）」を表示し、下半分には「企業活動によって得た利益の配分（財務費用、税金等）」を表示するという方法を採用している。
  - ② FASB は包括利益制度の導入後も、純利益が企業業績を表わす重要項目として考え、包括利益項目（異常項目や非経常的な項目等全てを含んだ損益）は未実現保有利益に関する情報として位置づけてきた。一方、IASB は、包括利益を企業業績の指標として考えていて「純利益」の概念を廃止する考えである。
  - ③ 包括利益を算出するための未実現保有損益を評価する対象として、FASB は年金資産と売買可能証券、外貨換算調整の3つを挙げている。一方、IASB はその対象として上記の他に建物、土地等の事業性資産や繰延資産をも含めている。IASB は評価対象の拡大によって企業の恣意的な処理を排除し信頼性の高い会計制度を維持し、また企業間の包括利益計算書の比較も有意なものとなる。
  - ④ FASB によると、未実現保有損益を包括利益に計上した後に実際の売買などが発生し損益が確定すると、改めてその損益額が包括利益計算書から損益計算書に再計上され純利益に反映される。
- 一方、IASB では、そのような実際売買の損益を改めて損益計算書に計上することを禁止している。それを認めると、あえて資産・負債アプローチを採用し、費用配分に係る恣意性を排除しようとした当初の目標が達成されなくなる危険性があるためである。
- なお、概念フレームワークに関しては、FASB と IASB との間で内容的に大きな隔たりがあるために、共通の概念フレームワークの構築のための共同プロジェクトが進められている。

### (3) 企業結合 (Business Combinations)

IASB、FASB ともに従来はプーリング法<sup>(19)</sup> (Pooling-of-interest method) を採っていたが、FASB は2001年6月にSFAS 第141号・第142号で、またIASB は2004年3月にIFRS 第3号・第38号で持分プーリング法を廃止し、パー チエス法(買収法)<sup>(20)</sup>へと一体化した(資産・負債は結合時に時価で評価する)。また結合時に無形資産も時価評価を行って、暖簾とは別個に評価することとされた。さらに、企業結合時に計上される「暖簾(営業権)」の償却は廃止され、これらは毎期あるいは減損が予想される事象発生の場合に減損テスト(簿価と公正価値の比較)を行った上で、一定の状況に該当した場合に即時償却することになった。

なお、IASB、FASB ともに「企業結合における取得企業では、企業結合にあたって取得した資産(暖簾を除く)及び継承した負債を取得日の公正価値で認識すべきである」とする。また、FASB がパー チエス法(purchase method)の呼称を「取得法(acquisition method)」に変更したのを受けて、IASB も「取得法」へと呼称を変更している。

### (4) 株式に基づく報酬制度 (stock-based compensation plan)

この制度は、1名以上の社員が株式やストック・オプション(特定価格で特定期間に自社株の購入権を役員や社員に与える場合—stock option)、他の持分証券を受けとるという約束を企業側とする場合や、企業側が株式騰貴権制度(stock appreciation rights plan)(社員等に株式の権利行使日の時価が設定価格を超過する分を報酬として現金等で受けとる権利を与える制度)を探っている場合をいう。

従来は、株式に基づく報酬の費用計上を義務付けていなかったために、企業の利益を歪め公表されている企業業績も大きく歪められていた。IASB は、2004年から株式報酬の権利付与の時点で人件費としての計上を義務づけ、FASB も「権利付与日における公正価値(fair value)(権利付与日の株価と行使価格との差額に、将来得られる可能性のある利益を加味したもの)に基

づいた関連費用（人件費等）の計上（認識）」を義務づけた。これにより、IFASとの整合性が図られた。

株式を決済手段とする取引（株式やストック・オプションが従業員に与えられる取引等）に関する税額控除（損金算入）については、その税効果は損益計算書項目と資本項目の両者に關係づけて処理することで、FASBとIASBは合意している。なお、税効果の会計処理については、FASBとIASBとではまだ完全に一致しているわけではない。

#### （5）退職後給付（Postretirement Benefits）

FASBとIASBは退職後給付に関する会計処理全体（主に数理計算上の差異）を包括的に見直すという長期プロジェクトを進めている。両者の主な相違点は下記の通りである。

- ①財務会計基準審議会基準書（Statement of Financial Accounting Standards Board；SFAS）では、過去5年分の平均時価で年金資産の価値を算出する。これは、財務報告の安定化に資するものであるが、仮に1年前に時価が非常に低かったような場合に、現状を完全に把握できなくなるという欠点がある。一方、IFRSでは、毎年、年初の時点での時価で年金資産の価値を算出する。
- ②IFRSでは年金費用の計算の際の年金プランの剩余金の上限を定めているが、SFASにはそのような規定がない。
- ③2003年12月23日にFASBは改訂SFAS第132号「年金及び他の退職後給付に関する事業主の開示」を公表した。これによって、企業は退職後給付に係る資産について、年金資産の種類（株、債券、不動産等）、運用方針、年金債務、キャッシュ・フロー等に関する情報を従来よりも詳細に開示することとなった。また、その開示も従来の年1回から、四半期に1回となった。

## おわりに

本稿では、1933年・1934年の証券諸法制定以来の最大規模の証券法制改革とも言われる、いわゆる企業会計改革法の制定（2002年7月）の背景・経過や内容について考察し、さらに、当該法制に基づくSECやFASB、PCAOBの動きについて検討した。

全体的な流れとしては、会計基準・監査基準設定や監査法人の運営等に関する従来のFASBやAICPA等を中心とした民間主導型から、政府、SEC等を中心とした官主導型へと大きく変革した。また、監査体制の厳格化をはかるために、監査法人に対する監視体制を強化したり、上場企業内部の監査委員会設置の義務づけを行ったりしている。さらには、財務内容の開示の適切性に関する企業責任の強化をもはかっている。

2002年10月には、ノーウォーク合意というアメリカ会計史上の画期的な出来事があり、国際会計基準とアメリカ基準との収斂化が本格的にスタートし、将来的には、全世界で利用されるような高品質の一組の会計基準設定の可能性も出てきた。

以上の流れを受けて、SECやFASBの公表文書などは完全にパラダイムが転換されてきているとさえいわれている。また、2004年12月の米国公認会計士協会の総会で、SECの主任会計士が、「国際会計基準と米国基準との正確な差異を把握して、できる限り速やかに差異の解消をはかる」旨の発言をしていることからも、SECの収斂化に向けての固い決意を伺い知ることができる。

## 注

- (1) SEC, Securities Exchange Act of 1934 Release No.34-16371-Rules, Registration and Annual Report From for Foreign Private Issuers, Non. 29, 1989.
- (2) アメリカの総合エネルギー会社であったエンロン社は、2001年12月2日に通信事業の失敗や過大な簿外債務による経営危機を要因として（債務総額約160億ドル）、

ニューヨーク連邦破産裁判所に合衆国連邦破産法第11条の適用申請を行い実質上の倒産となった。

- (3) トレッドウェイ委員会の正式名称は「不正な財務報告全米委員会」であり、同委員会の報告は、「不正防止のために最高経営者層や公認会計士等の財務報告プロセスに関与するすべての者が協調して対処することが必須である」としている。  
具体的には、次の事項を勧告している。
- ①企業の財務報告を監視するための監査委員会を設置し、そのメンバーの過半数は社外取締役とする。また、これは、SECの規則で義務づけるべきである。
  - ②内部監査機能の確立・維持をはかるべきである。
  - ③財務情報の完全かつ公正な開示に関する経営者報告書の株主向け財務書類に掲載することを、SEC規則で義務づけるべきである。
  - ④公認会計士による不正な財務報告の発見の重要性。
- (4) Coso リポートの正式名は「内部統制に関する統合的報告 (a landmark report on internal control)」であり、不正財務報告の再発防止のためには内部統制の整備充実化が必要であると主張している。  
Coso リポートでは、Key Conceptとして次のように述べている。

#### COSO Definition of Internal Control

Internal control is a process, effected by an entity's board of directors, management and other personnel, designed to provide reasonable assurance regarding the achievement of objectives in the following categories :

- Effectiveness and efficiency of operations
- Reliability of financial reporting
- Compliance with applicable laws and regulations

#### Key Concepts

- Internal control is a process. It is a means to an end, not an end in itself.
- Internal control is effected by people. It's not merely policy manuals and forms, but people at every level of an organization.
- Internal control can be expected to provide only reasonable assurance, not absolute assurance, to an entity's management and board.
- Internal control is geared to the achievement of objectives in one or more separate but overlapping categories.

- (5) Mosso, David, "Will Internationalization Influence the Future Development of United States Financial Accounting and Reporting Standards?" *Discussion Paper at the International Financial Conference*, Oslo, Norway, May 22~23, 1991, pp.4~5
- (6) エンロン社は実質的には支配下にあった特定目的会社 (Special Purpose Entity; SPE) を連結決算から巧妙に外して虚偽決算を行っていた。すなわち、SFACでは「SPEの総資産の3%以上を外部投資家が出資していれば当該SPEは連結対象にしなくてもよい」と規定しており、エンロン社はこの規定を悪用していた。IASでは、「当該SPEは連結対象とすべき」と規定しているために、IAS適用ならば当該SPEは連結対象と

なっていたわけである。

- (7) Robert R.Moeller *Sarbanes-Oxley and the New Internal Auditing Rules*, NJ.USA John Wiley & Sons Ltd. (2004) PP.11-15.  
同法は下院のオックスリー議員（共和党）の作った法案と、上院のサーベインズ議員（民主党）の作った法案を合体させたものであり、サーベンス・オックスリー法(Sarbanes Oxley Act of 2002)ともいう。
- (8) AICPA の自主規制機関である監視機構（Public Oversight Board； POB）は、粉飾決算防止のために機能しなかったとして 2002 年 3 月末に解散させられた。
- (9) 情報開示に関して、次のような事項も規定した。  
①オフバランス取引・非連結子会社の状態等財政状態や企業業績に重要な影響を与えると考えられる期中変化の開示。  
②内部監査報告書の外部への開示。  
③企業内の倫理規定（company codes of ethics）の外部への開示。  
④年次報告書の「経営者による財務分析の部」へのオフバランス情報の開示。  
⑤監査委員会が承認した会計監査人による監査以外の業務の開示。
- (10) Steven M. Bragg. *GAAP Implementation Guide*, MJ. USA. John Wiley & Sons Ltd, (2004) pp.20-38.
- (11) SEC は 1996 年 5 月から「財務情報電子開示システム（Electronic Data Gathering, Analysis and Retrieval； EDGAR）（エドガー・システム）を採用し、SEC 登録企業は年次報告書（Form10-K）、四半期報告書（Form10-Q）等の有価証券報告書を EDGAR Database に直接電子登録を行うこととした。特に、1998 年 1 月以降は SEC での文書による有価証券報告書の直接的な受理は一切行わないこととなった。  
現在は、SEC 登録企業（上場企業、NASDAQ 登録企業—外国企業を含む）（但し、資産総額 1 千万ドル以下で株主総数 500 名以下の企業は除く）の年次報告書、四半期報告書、登録届出書等を、いつでもどこからでもリアルタイムに登録できまた閲覧できる。これは、いわば「完全な情報開示（full disclosure）」であり、公正なる証券市場の確立と企業統治に貢献するものである。  
cf；NASDAQ（Nasdaq； National Association of Securities Dealers Automated Quotation）とは、米国の証券取引業における株価の電子的自動株価形成市場をいう。
- (12) IASC は 2001 年 4 月に世界各国の中央銀行や金融機関、産業界、大手監査法人等の資金拠出により IASC 財団となった。そして、新しい評議会と国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board； IASB）が創設された。評議会では、IASB 委員の指名とその監視、資金調達等の業務を行っている。  
なお、2001 年 4 月以降は IAS は国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards； IFRS）と呼称されている。現時点では第 1 号「初年度適用」、第 2 号「株式報酬」が公表されているが、IFRS という場合は従来からの IAS をも含むことになる。
- (13) 2002 年末における上場会社数～ニューヨーク証券取引所 2366 社、NASDAQ 3649 社、東京・大阪証券取引所 3465 社、ドイツ取引所 934 社、ロンドン証券取引所 2272 社、ユーロネスクト取引所（パリ、アムステルダム、ブリュッセル、リスボン証券取

- 引所) 1114 社。
- (14) 2002 年 9 月 17 日、20 日に IASB の第 16 回会議が FASB 本部で開催され、また、同年 9 月 18 日には第 2 回目の IASB と FASB の合同会議が FASB 本部で行われて、その場で合意されたものが同年 10 月 29 日に覚書の形で公表された。
  - (15) 山田辰巳『企業会計』中央経済社、2003 年、Vol.55 No.2 82 頁。
  - (16) 「収益認識プロジェクト」は、主に資産・負債アプローチに基づいて、いつ収益を認識すべきかについての包括的な会計基準の作成を行うためのプロジェクトである。  
「企業結合プロジェクトの第 2 フェーズ」は、パーチェス法を実務に適用するに当たつての会計基準の作成を目的とするものである。
  - (17) 財務諸表への記載情報の改善・統一に向けて、2004 年 5 月 28 日に FASB、IASB 及び英国会計基準審議会 (Accounting Standards Board; ASB) は、国際諮問グループの設立を公表した。
  - (18) Nancy A. Bagranoff, *Core Concepts of Accounting Information Systems*, 9<sup>th</sup> Ed. John Wiley & Sons Ltd. (2003). pp 33-35.
  - (19) プーリング法は、結合対象となる各企業の貸借対照表上の資産と負債の価格をそのまま合算するものであり、結合の結果として、いかなる資産も負債も新たに認識するようなことはしない。従って、パーチェス法のような暖簾の計上はない。プーリング法は、企業結合の実体を反映していないという問題点がある。また、国際的にもプーリング法の適用は非常に限定されている。
  - (20) パーチェス法は、買収額と「被買収企業の資産・負債の時価評価後の純資産」との超過額を差し引いたものを「暖簾 (good will)」として資産計上するものであり、その「暖簾」は見積経済耐用年数で償却することが要求されている。